

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成19年2月6日

近畿地方整備局

滋賀国道事務所長 安藤 勲

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、道路が常時良好に保たれるよう、橋梁、トンネル、法面、函渠等構造物の道路施設について現地調査を実施し、細部の状況を把握したうえで、道路管理上必要な情報及び資料収集し、道路施設の安全の確保を図る業務である。

本業務を実施するにあたって、現地調査により発見した道路施設の異常に対して、道路管理者が行う行政判断の補助を行うものであり、また、構造物の現状及び経年的変化や現場の状況に精通し、適切に道路施設に関する健全度を評価できる専門的な技術力が必要であることから(社)近畿建設協会(以下、「特定公益法人等」という)。を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としていますが、当該公益法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対して、プロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- (1) 業務名 平成19年度滋賀国道管内定期巡回業務
- (2) 業務内容 滋賀国道管内の道路構造物の定期巡回
- (3) 履行期限 平成20年3月10日

3. 業務目的

本業務は、滋賀国道管内において、橋梁、函渠等構造物の道路施設について、現地調査により細部の状況を把握し管理上必要な情報及び資料を収集し、必要な資料の作成を行い、適切に道路施設に関する健全度を評価することを目的とする。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成17・18年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けているもの及び平成19年4月1日より資格が有効となる近畿地方整備局(港湾空港関係を除く)におけるいるとともに、平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていること。

近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 技術力に関する要件

現地調査により発見した道路施設の異常に対して、道路管理者が行う行政判断の補助を行うものであり、また、構造物の現状及び経年的変化や現場の状況に精通し、適切に道路施設に関する健全度を評価できる専門的な技術力が必要であること。

(3) 守秘性に関する要件

- ・守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。
- ・守秘義務の遵守に関する講習会・研修等を定期的に行っていること。

(4) 業務執行体制に関する要件

滋賀県内に本社・本店等、又は支社・支店・営業所等があること。
定期巡回点検補助業務を実施する担当技術者を十分に確保していること
当該業務に関する講習会・研修等を定期的に行っていること。

(5) 業務実績に関する要件

元請けとして平成13年度以降において完了し引き渡しが済んでいる業務で1件以上の同種業務または類似業務の実績を有すること。

- ・同種業務：国が発注した近畿地方整備局管内における構造物の定期巡回における点検補助業務
- ・類似業務：近畿地方整備局管内における府・県または政令市が発注した橋梁、トンネル、法面、函渠が含まれた道路構造物点検業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒520-0806滋賀県大津市打出浜14番63号
国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所経理課契約指導係
電話：077-523-1741(代)(内線223) FAX：077-523-1837

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間

平成19年2月6日(火)から平成19年2月26日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から16時30分まで

交付場所

(1)に同じ。

交付方法

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限

平成19年2月27日(火)16時30分

提出場所

(1)に同じ。

提出方法

持参すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：平成19年3月12日(月)16時30分

(4) 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成17・18年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていな

い者も、5.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けているとともに、平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

(5) 詳細は説明書による。

以上